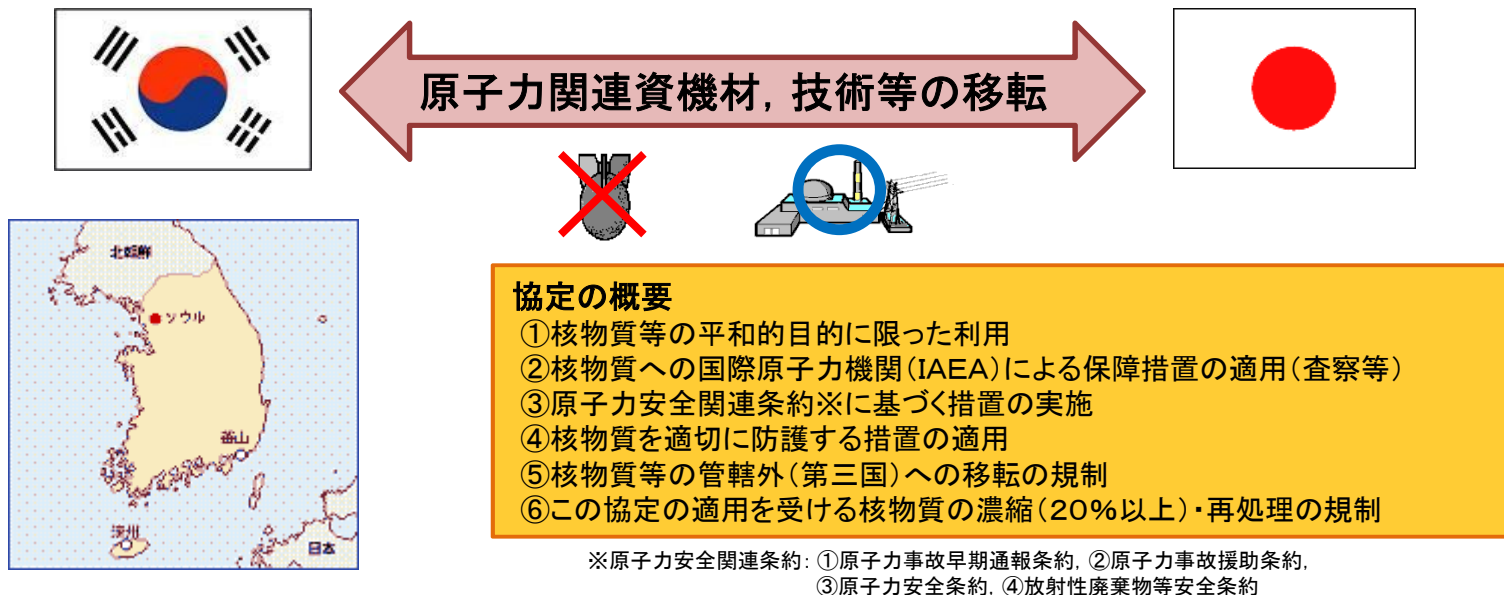


## 日・韓原子力協定

- 韓国は、原子力の平和的利用を積極的に推進し、原子力発電所の更なる増設を図っている。
- 韓国としては、我が国の安全かつ最新の原子力資機材・技術の移転を希望。
- この協定は、両国間の原子力の平和的利用分野における協力を実現する上で必要となる法的枠組みを定めるもの（2010年12月に署名。韓国は国内の承認手続を終了。）。また、原子力安全の強化等に関する協力についても規定。

- （
- 我が国は、米国、英国、加、豪州、仏、中国、ユーラトム及びカザフスタンとの間で原子力協定を締結済み。
  - 韓国は、加、豪州、中国、米国、仏、英国、独、スペイン、ベルギー、チェコ、露、ベトナム、ヨルダン、ブラジル等との間で原子力協定を締結済み。
- ）



➡ **我が国と韓国との間で移転される核物質, 原子力関連資機材及び技術の不拡散・平和的利用を法的に確保することが可能となる。特定のビジネスやプロジェクトについて取り決めるものではないが, 我が国由来の原子力関連資機材等の不拡散・平和的利用の確保に関する相手国の義務が明確となる。また, 原子力安全の強化等に関し協定に基づく協力の促進が可能となる。**